

令和4年11月第6回室戸市議会臨時会会議録（第2号）

1. 日 時 令和4年11月22日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	12番 亀 井 賢 夫	

4. 欠席議員

11番 町 田 又 一

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班 主任 村 田 茉莉
議事班 主任 川 越 桂 太
議事班 主事 中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	財 政 課 長 上 松 富士樹
財産管理課長 戎 井 健	

7. 議事日程

日程第1 議案第3号 室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、町田又一議員、病気のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第74条第4項の規定による意見の陳述を行っていただきます。

久保田浩さんの入場を求めます。

〔久保田 浩氏 入場〕

○議長（亀井賢夫君） 条例制定請求代表者に申し上げます。

意見陳述は条例制定の直接請求に係る内容であることをお守りください。

また、傍聴人の方に申し上げます。

傍聴席におきましては拍手や発言をすることは禁止されております。静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、本条例制定についての趣旨、内容の説明について、久保田浩さんの発言を許可いたします。久保田浩さん。

○意見陳述者（久保田 浩氏） おはようございます。

室戸市の庁舎整備に関する住民投票条例制定請求者の代表者の久保田浩です。

住民投票条例の制定に署名をしていただきました1,729名の市民を代表して意見を申し上げます。

まずは、本会議場での意見陳述の機会を設けてくださいました亀井議長をはじめ、全ての議員の皆様、議会事務局の皆様にお礼申し上げます。また、植田市長をはじめ、今日に至るまでの手続を進めてくださいました執行部の皆様、選挙管理委員会の皆様にもお礼申し上げます。

私が室戸市の本庁舎移転建て替えを初めて知ったのは、今年の1月でした。広報に、本庁舎の移転建て替えを実施することになりましたと記載された第1回目のアンケートが配布されたときです。私をはじめ、多くの市民が庁舎の移転建て替えを市が進めていることを知ったのはこのときからではないでしょうか。

その後、4月の広報に住民説明会の日程が掲載され、私も5月に室戸市役所で行われた説明会に参加しました。総事業費約46億円、完成予定は令和9年度末、将来本庁舎へ課の集約化も行うため、現庁舎よりも1,400平方メートルも延べ床面積が大きく、そして駐車スペースも350台分もある庁舎を整備するとの説明でした。移転建て替えの財源については、令和3年度から7年間、毎年3億円の積立てを行い約21億円を積立てし、そして残りの約25億円は有利な起債を充てるよう計画しているとの説明でした。有利な起債についての説明の中で、後年度70%交付税算入がある緊急防災対策事業を活用するとのことでした。しかし、緊急防災対策事業は令和2年度から令和7年度の5か年間延長されたもので、配付された建設スケジュールでは、本庁舎の建築費約30億円は緊急防災対策事業の対象にならないのではないかと思います。また、用地部分は緊急防災対策事業、建築本体は防災対策事業と1つの庁舎建設に2つの事業が使用できるのかと疑念を持ったものでした。その折にも、現庁舎の耐震補強改修について質問をいたしました。耐震補強改修費に15億円かかると答えられた以外、具体的な説明はありませんでした。

住民説明会と並行して、第2回目のアンケートが市内全戸に郵便配布されました。そして、6月議会においてアンケート結果の報告がありました。回収率は全体の23%であり、その中で庁舎の移転建て替えに賛成が31%、移転建て替えもやむを得ないが44%、現庁舎の補強で十分であるが19%でした。そのアンケート結果をもって、市長は移転建て替えを容認するのが75%であったと公表されました。私の周囲の人には反対という意見が多かったことから、アンケート結果のように本当に市民は庁舎の移転建て替えを容認しているのだろうかという疑問を抱くようになりました。

6月議会で植田市長は、小椋議員、竹中真智子議員の住民投票の実施についての質問に対し、住民投票で意見を聞く予定はない、市議会で判断していただくと明言されました。6月議会でのこの市長の発言を受け、私は住民投票請求をしようと決めました。

8月上旬には住民投票条例の請求を行う準備もしていました。しかし、コロナ感染の第7波が高知県内にも発生し、そして室戸市内においてもコロナに感染した人が出始めていたことから、署名活動の開始を遅らすようにしました。室戸市内でコロナが報告されなくなった8月下旬に住民投票条例の請求を行い、署名活動を開始しました。多くの協力者を得られ、街頭演説等も行わず、市内各地で署名活動を進めてまいりました。30日間と限られた期間の中で、署名収集に訪問できなかった地域もたくさんありました。より多くの市民の声を集められなかったことは少し残念なことだったと思っております。

私が主に署名収集に回ったのは、旧室戸町、室戸岬町の椎名地区、津呂地区でした。お会いした約800人の反応ですが、約5%の人は庁舎の移転建て替えに賛成でした。署名の趣旨説明の段階でお断りされました。約5%の人は庁舎の移転建て替えに反対だが、署名まではできないと断られました。残りの90%近くの方は署名に応じていただきました。署名をしていただい

た後、私は必ずどちらですかと聞きました。ほとんどの人が庁舎の移転建て替えに反対ですと答えられていました。

反対と言われた人から、6月議会後の高知新聞の75%の市民が庁舎の移転建て替えについて容認しているという記事を見て自分だけが反対しているのではないかと、そう思っていたと話してくれた人がたくさんおられました。反対の理由を聞くと、人口が減少している中、老朽化も見られない庁舎の移転建て替えに50億円近くのお金を借りるのが理解できない、高齢者が多く、年金暮らしなのにどうやって借金を支払っていくのかという意見が最も多く聞かれました。市役所1階が津波の浸水のおそれがあることについては、2階、3階に重要な書類等を移動させるか、使われていない相撲場を活用したらいいのではないかと、庁舎をわざわざ移転までさせる必要はないのではないかと意見も多く聞かれました。6月議会で市が公表したアンケート結果とは全く異なる市民の反応に、署名活動を始めた私自身も驚きました。反対と言われた方にもう一度、第2回目のアンケートは出しましたかと聞くと、多くの方が移転ありきのアンケートなんか出すか、市は庁舎の移転建て替えを決める前に聞くべきではないかと市の事業の進め方に対する不満の声が多数寄せられました。ある高齢の方が、市役所の庁舎が昔の庁舎や外壁が落ちたりして網をかけちゅう安芸の庁舎みたいな状態やったら、みっともないから市役所を建て替えしちゃんないかんろうかと市民は言い出す、市役所は市民にとっても大事なところ、町の中心にないといかん、そんなことが市長は分らんのかとすごく怒ったような感じで言われておりました。

反対している市民はただ反対しているわけではありません。住民を置いて市役所だけ移転するのかという意見は全くありませんでした。今の室戸市の状況、そして人口減少が進んでいく中、巨額の費用をかけて庁舎を建てて、それから先が大丈夫なのかと市の心配をしてくれているのです。

署名活動が行われ始めた頃、9月議会で植田市長は、議員の一般質問に答える形で庁舎の移転建て替え計画の1年近い延期を表明されました。しかし、市議会で判断していただくとの姿勢は変わっていませんでした。しかし、約1,800人の住民投票の署名簿を提出した9月末には態度を急変させていました。市長選挙を控え挨拶回りをされていたようで、庁舎建設は10年先のことで今のことではないです、市民の意見を聞く住民投票には私は賛成ですとか、これまでと180度態度を変えて植田市長が言っていると、署名に協力してくれた人たちが私を呼び止めて話をしてくれました。17回にも及んだ住民説明会で示された資料には、令和9年度末の完成予定とあります。市のホームページに上がっている住民説明会の資料でも変わっていません。いつ10年先の令和14年に変わったのでしょうか。市長が言われるように変わっているのなら、すぐにでも指示をして訂正するべきではないのでしょうか。市長選挙の告示直前に、住民投票を審議するための議案への意見書がつけられていました。その中でも、住民投票には賛成ですと書かれておられました。議員からの質問に対しても否定していた住民投票に対して賛成と書

かれていました。

市長選挙の期間中の11月14日の朝、私の住んでいる元脇地地区において、植田市長は、市長に就任して市の庁舎が耐震基準を満たしていないことが判明した。私は耐震補強でもよいと思っていたが、検討委員会を立ち上げて検討していただいた結果、検討委員会からの庁舎の移転建て替えが望ましいとの答申を受けた。市民から住民投票の請求がありましたので、市民の意見を尊重し、住民投票には賛成です。しかし、耐震補強について市民への説明が不足していると思うので、今後この脇地地区でも住民説明会を開催し、移転建て替え、現庁舎の耐震補強、この2案を市民の皆様には十分理解していただき、住民投票で決めるよう進めていきますと演説されておられました。

庁舎の移転建て替えは、市長が先頭を切って行ってきたのではないのでしょうか。住民投票ではなく議会で判断していただくと、この議場で発言されたことを覚えていますか。現庁舎を耐震補強し、津波浸水区域外に防災拠点施設を整備するという案は、市役所内部では検討されていたのではないのでしょうか。それを庁舎の移転建て替えに踏み切ったのは植田市長ではないのでしょうか。私は、市長の住民投票実施への方向転換は選挙対策ではないかと思っています。しかし、あなたは室戸市長です。選挙対策だけの発言でなく、責任ある立場で自分の発言されたことを何度も思い出して行動に移していただけることを願っております。

議員の皆様には今回審議していただく住民投票条例案の一部について、私のほうから説明させていただきます。

条例案の第2条についてであります。

住民投票で市民に判断をしていただきたいのは、条例案第2条に上げています2点であります。

第1項第1号には、これまで執行部が住民説明会等で説明を行っていた市庁舎を別の場所に移転建て替えを行うことを上げています。

第2号では、現庁舎の耐震補強を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転すると上げています。

現庁舎を耐震補強するだけでは津波の浸水に対する対策が足りないことから、津波に対する対策が必要となりますので、有事の際には、対応できる防災機能を津波浸水区域外に設置する必要があります。防災機能といっても、奈半利町のように新たに防災センターのような施設を建設するのか、市民の意見でもありました相撲場、市消防庁舎等、既存の公共施設を使用するのか、詳細については庁舎整備の方向性が決まってから市内部で決めることになるのではないかと考えています。

今回の住民投票で市民の判断を仰ぐのは、移転建て替えをするのか、現庁舎を活用するのかという大きな方向性についてであります。本来、このような方向性については、先に市民アンケート等を行い、意見を聞いてから決めることであると思われま。

次に、条例案第17条についてであります。

住民投票については、さきの市長選挙、市議会議員選挙といった公職選挙法の適用を受けるものではありません。自由に投票運動等が行えるものであります。しかし、住民の自由な意思をゆがめたりするおそれのある買収、恐喝、強要といったそういった行為については規制を設ける必要がありますので、条例案第17条で禁止行為を定めています。

また、今回住民投票で市民の判断を仰ぐのが市の庁舎問題ですので、市の一般職員、投票管理者等に対して、住民の投票内容に影響を及ぼすような勧誘行為を禁止しています。これは、市職員が片方の案を勧めたり、逆に片方の案に投票しないように働ける行為を禁止しているものであり、通常の住民説明会での補足説明等は該当いたしません。

その他の条項につきましては、執行部のほうから説明をしていただきますようお願い申し上げます。

次に、植田市長からの意見書について意見を述べさせていただきます。

1点目の住民投票での成立要件が規定されていないことについてであります。

御指摘のように投票率50%以上の投票があることが望ましいとは思われますが、先日行われました室戸市長選挙においても45.74%と50%を下回っています。それでも選挙結果は有効として判断されております。

また、2回も行われました庁舎移転についてのアンケートにおいても1回目は2.4%、全戸に郵便配布され、返信封筒まで同封された2回目のアンケートでも23%と50%には程遠い結果でした。その結果をもって移転建て替えを進めていたことから、住民投票にのみ50%の成立要件を設けることは不公平なのではないでしょうか。投票率が50%以下であっても、市民の声として判断すべきではないでしょうか。

2点目の住民投票までの期日が短いことについての指摘ですけれども、御指摘のありました現庁舎の耐震補強についての説明が不十分であるとのことですが、これまで17回も行われてきました住民説明会において、現庁舎の耐震補強費用は15億円と説明をされております。ただ、これまで15億円の内訳についての説明がされていません。耐震改修費で3億2,000万円、長寿命化改修工事で8億円、仮設庁舎費で4億円と、事業費の内訳や長寿命化改修工事の内容について選挙公報のような資料を作成して全戸配布を行うことで、市民は十分理解されると思えます。

また、仮設庁舎費については、工事期間中他の公共施設を活用して費用を安くすることも可能であると考えられますので、庁舎の工事を行われた高知県、高知市等といった他の自治体の事例等を参考に示すことができるのではないかと考えています。もうこれ以上、住民説明会は必要ないと思われてます。

3点目の投票運動の禁止規定についてであります。さきの条例案第17条の説明のとおり、住民の投票内容に影響を及ぼす行為の禁止でありますので、住民説明会での職員の補足説明等

は含まれないと解釈しております。

最後になりますが、議員の皆さんにお願いがあります。

世界的なインフレ、物価高騰により、市民の生活は厳しさを増しております。ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済制裁による貿易国の変更により、燃油、肥料等が高騰しています。市の基幹産業の一つでもある農業は、この冬を越せるかどうか、春には離農しなければならないと考える農家が出るかもしれないほど厳しい状態にあります。市庁舎の耐震化や移転建て替えも重要な課題ではありますが、直接市民生活に影響を及ぼす問題ではありません。今回の室戸市の庁舎整備に関する住民投票については、既に植田市長は賛成を表明しております。速やかに条例を制定していただき、住民投票を実施し、庁舎整備に対しての方向性を一日も早く決めていただきますようお願い申し上げます。

以上で1,729名の室戸市庁舎に関する住民投票条例制定請求者を代表いたしましての意見陳述は終わります。ありがとうございました。

○議長（亀井賢夫君） 御苦労さまでございました。

請求代表者の方は御退場をお願いします。

〔久保田 浩氏 退場〕

○議長（亀井賢夫君） 以上で本案に対する当該請求代表者の意見の陳述は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 1番河本竜二。条例案に対する質疑をさせていただきます。

まず、私は住民投票することは非常にいいことだと思いますが、この内容の中で少し追加、修正するべきではないかというところを質疑をさせていただきます。

まず、成立要件のことなどでございますけれども、久保田さんのほうからは市長選は45%でも50%を切っても有効ではないかということをおっしゃってましたが、市長選の場合は有効投票率の4分の1以上という規定もちゃんとうたわれておりますし、住民投票する中で後のいろいろな問題が出てこないように、最低投票数とか率とかそういうものを規定をしておくべきではないか……。

○議長（亀井賢夫君） ちょっと。

○1番（河本竜二君）（続） 違いますか。

○議長（亀井賢夫君） すいません。

今の動議で入って修正と思うがですけど、そのあたりやのうて今のここへ出てきちよる今、久保田浩さんが言うた住民投票条例の第何条のことについてということの話で質疑されたほうがベターと思うがですけど、後は修正動議になろうと思います。

○1番（河本竜二君）（続） 分かりました。すいません、勘違いをしておりました。失礼い

たします。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。本議案について質疑をいたします。

まず最初に、住民投票第2条第1項(2)の防災機能を津波浸水区域外に移転する、まずこの防災機能というのは何を指すのか。また、津波浸水区域外に移転するとはどういうイメージなのか、教えていただきたいと思います。

それと次に、住民投票第2条での(1)、(2)ですね。それぞれの本市の負担額はどうなっているのか、それをお聞きいたしたいと思います。

次に、住民投票することに関しての公費の負担額、それは幾らかかるのでしょうか。4月に行ったアンケートでは各世帯1通でしたけども、さっきの質疑に伴いまして、全有権者にアンケートをお願いするとしたら経費は幾らかかるのか、お聞きしたいと思います。

4番目、次に、第4条、住民投票の期日は、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとするがありますが、附則に1、この条例は公布の日から施行するとなっております。ここで言う公布の日とはいつを考えられているのか、以上をお伺いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 堺議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

大きくは5点の質疑だと受け止めまして、私のほうからは第1点目に質疑がありました防災機能については何かといった御質疑、移転はどういう意味合いかといったことについてお答えをさせていただきたいと思いますが、防災機能ということで一般的論ということになりますけれども、望ましい防災機能としての想定される考え方でございますが、1点目としては、大規模地震発生時に災害応急対策の活動の拠点として機能を発揮できるよう津波浸水区域外に整備するとともに、十分な耐震安全性を確保した施設であること。それと2点目に、災害時において、災害情報の迅速な収集による情報把握、それに対する救援活動、復旧活動の指揮、関係機関との連絡調整などを行うために必要な設備や機器などを備えた災害対策本部スペースを整備をすること。3点目に、本庁機能が麻痺した場合、室戸市業務継続計画BCPに基づいた業務が速やかに行えるよう本庁と連動したサーバー室の整備や機器類を備えた施設にすること。4点目に、災害発生時の停電や断水時に施設機能が一定期間継続できるよう、自家発電設備及び耐震性貯水槽を備えた施設とすることなどが挙げられます。

また、防災対策課執務室の設置等も考えられますが、台風時の風水害における本庁との連携などの課題もあり、今後他自治体の事例なども参考にしながら検討していく必要があるだろうという状況で、一般的な防災機能についてはこういうことが整備されていかなければならないものでないかと受け止めているところでございます。移転についてもそういった機能を持つということで、その必要性を考えてるところでございます。



あと、市の負担額の問題とか住民投票による関係する費用の問題等、詳細につきましては関係担当課のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（亀井賢夫君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 堺議員の質疑に私のほうからは、住民投票の経費と公布の日についてお答えいたします。

住民投票の経費につきましては、事務従事者の報酬ですとか、あと投票用紙等作る印刷製本費、また機械等の賃借料、通信運搬費等、全て合計しますとおよそですけれども950万円近くかかることが見込まれます。

あと、公布の日につきましては、今議会の閉会日、もし条例が可決となりましたらその日が公布の日となります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 堺議員よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 上松財政課長。

○財政課長（上松富士樹君） 堺議員さんにお答えいたします。

住民投票条例の第2条の1号の庁舎の移転建て替えを行う場合の市の負担額と現庁舎の耐震補強等の市の負担額でございますが、まず移転新築時の市の負担額につきましては、事業費は約47.15億円と想定をしております。

まず、建設時の市の負担額といたしましては、接続道路に係る国費1.68億円、事業に対する借入額、市債ですけれども26.51億円、総事業費との差額が18.96億円となりますが、これがまず建設時の市の負担額と想定をしております。

また、借入額、市債ですけれども、26.51億円を20年間で償還をするとした場合、利子が1.5億円と見込んでおります。後年度の交付税算入額が15.26億円と想定をしておりますので、借入額と利子の合計額から後年度の交付税算入額を差し引いた12.75億円が償還時の市の負担額と想定をしております。これを20年で割りますと1年当たり約6,375万円という形にはなります。事業全体に対する市の負担額といたしましては、さきに申し上げてましたように、最初建設時の市の負担額18.96億円と償還時の市の負担額12.75億円を合わせました31.71億円と想定をしております。

次に、耐震補強時の市の負担額でございますが、まず事業費は住民説明会等で約15.9億円と説明をさせていただいております。国費及び交付税算入率のある有利な借入れが該当しないため、今のところは全額市の負担で対応することを考えております。ただし、この金額の中には防災機能を移転する場合の費用は含まれておりません。

防災機能を移転する場合なんですけれども、施設を新たに建設をするのか、既存施設を利活用するのか、施設にどのような機能を持たすのか、規模をどうするのかなどにより事業費が大きく違ってくることとなります。これまでも本市の庁舎整備につきましては、主に既存庁舎の

耐震補強した場合と移転新築した場合について検討してきた経緯はありますが、防災機能の移転については先ほど申しました幾つかの観点について具体的な検討ができていないため、現時点では詳細な事業費を示す状況には至っておりません。

これらのことから、防災機能の移転に係る事業費を含めた概要をお示しするには一定の期間が必要であると考えておりますが、今後防災機能の移転を選択肢の一つとする住民投票が実施される場合には、住民が意思決定するために必要な情報について可能な限り提供していくこととしております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 塚議員。

（発言する者あり）

○議長（亀井賢夫君） 戒井財産管理課長。

○財産管理課長（戒井 健君） 塚議員の御質疑にお答えいたします。

アンケートを実施した場合の郵便代等の経費についてでございますが、第2回目の市民アンケート調査におきましては、タウンプラス郵便ということで、全世帯約7,000世帯に対しましてアンケート調査を実施しております。このときには、市のほうから各世帯へ送付する分の経費及び世帯から市のほうへ返信いただく経費を合わせまして約20万円程度の費用となっております。

議員御質疑の有権者全員となりますと1万名ほどということになりますので、先ほど申し上げました20万円以上の経費が必要となることが想定されますが、失礼します、現時点では詳細までは計算に至ってませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 塚議員の2回目の質疑を許可いたします。塚議員。

○10番（塚 喜久美君） 10番塚。2回目の質疑を行います。

先ほどお聞きしまして大体理解はさせていただいたんですが、最後の附則の公布の日から施行するって、公布の日は29日の最終日というふうに受け止めていいかと思うんですけど、これは市長が決める日であって、それは決まってるんですか。議会で議決を受けた日を公布の日とするというのは決まっているんでしょうか。

それと、先ほど説明いただきました請求代表者さんが住民投票条例請求書の中に最後のほうで、したがって拙速な対応は避け、市民に積極的に情報を公開し、市民の合意形成を図りつつ、慎重に進める必要がありますと、このように言っていたいております。

もし公布の日が今月の29日というのであれば、それからの30日間のうちに市長は投票日を決めないかんとということになると思うんですが、請求者の方が言っているような拙速な対応を避け、市民に積極的に情報公開し、市民の合意形成を図れるとお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 塚議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

公布の日について29日の議会最終日と受け止めるということ、今回提案させていただいております住民から預かった条例が可決された日に公布日ということになるという解釈で、29日から30日以内の間に投票するということが提案されている条例が可決されたら、執行していかねばならないということになると受け止めています。

そうしたことから、30日の間に本当に条例にもうたわれてるように、より市民の方々、関係者に説明を深めて十分な理解を浸透させて投票するに至るのかと、いわゆる御意見をいただきましたようなしっかりとした合意形成というのが得られるんだろうかということにつきましては、私も議会の臨時会の当初に提案させていただきましたときに発言もさせていただいたと思いますが、大変困難だと思っております。できるだけ、市民の皆様方にこの庁舎の在り方、補強か移転かといったことを、しっかりと将来の室戸市のまちづくりに向けてどうあるべきかといったことを考えて御判断していただくためには、補強のメリットやデメリット、移転のメリットやデメリットをできるだけ詳しく分かりやすい説明を私はさせていただきたいと思っておりますので、その時間も十分取れるような条例の在り方というのを議会の皆様方にもぜひ御検討いただけたらありがたいというふうに考えておりますので、ぜひ御審議の上、御判断賜れたらというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 意見調整のため、20分休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。堺議員に対する質疑の答弁に関係をしまして、公布の日がいつになるのかという御指摘を再度されましたことに対しての答弁をさせていただきたいと思ひます。

私の解釈は前段の答弁させていただきましたように、議決をされた日、この議会ですと11月29日が閉会日で賛否が問われて、もしそこで賛成で条例が提案されてる議決をされるその日が公布日になるという解釈しておりました。地方自治法の確認をさせましたところ第16条の2項によりまして、条例の送付を受けてから20日以内に公布しなければならないということになっておりましたので、私の解釈はおわびをして訂正させていただいて、20日の間の猶予があると、ただ室戸市にとりましては従来から議決を受けたその日を公布日としてずっと取り扱ってきた経過があったようでして、そのような法に基づく解釈ができてなかったことをおわび申し上げたいと思ひます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。脇本健樹議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。本案に対して質疑を行います。

前段の議員さんにも説明がありましたけれど、分かりかねる部分がありましてお聞きしたい

と思います。

まず、15条で住民に情報提供を行うとあります。

それで、第4条のほうに行きますが、第4条の期間が30日とされています。先ほどの公布の日というところに引っかかってくるんですが、30日間とされています。

執行部としては、具体的に何日間で情報提供がくまなく行えるか考えているか教えていただきたいと思います。それで、その方法ですが、その方法は先ほど説明もありましたように、広報の折り込みなどを考えているのか、具体的に提示していただきたいと思います。

続きまして、先ほど前段で聞いておりました第2条の(2)の防災機能を津波浸水区域外に移転する、これは市長の考えでは、まだ考えていないんじゃないかと思いますが、これじゃ少し市民のほうに理解されないと思いますので、できるだけ具体的な考えがあるのか、どのように示していくのか、お聞きしたいと思います。以上です。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 脇本議員の質疑にお答えをしたいと思います。

1点目が、条例に基づく15条の関連に基づいて住民投票までの期間に15条で説明のことが必要じゃないかというふうにうたわれている、どれぐらいの日時を要するというふうに執行部は受け止めるのかといったことの間いだったというふうに思いますので、その件につきますと、うちの市は御存じのとおり初めての住民投票の経験ということになりますので、もとよりですけども、ミスのないように慎重に準備を進めていかなければなりません。

あわせて、住民投票に係る準備期間として、最低でも60日ぐらいはいろんな準備のことだけを思っても、さらに今回の場合は、市民の皆さんに投票の判断材料にさせていただくための資料の作成、条例制定請求代表者の考えもお聞きをしながら事業内容について精査をしなければならないことなどもありますので、もう少し時間が必要だというふうに考えておきまして、住民説明会の開催や広報等での周知期間と合わせますと、90日ぐらいの日数は必要ではないかと執行部内部では検討しているところで、考えでありますけれども、そんなことを考えているところでございます。

それと、防災機能についてのお話の御質疑がありました。

前段の議員さんにお答えをさせていただいたところでありますけれども、一般論としては防災機能として望ましい在り方というのを4点に分けて、今答弁させてもらったような内容なんですけれども、簡潔に申しますと一番大事なことは津波の来ない場所ということの基本に置かれてくるのではないかなというふうに思います。

それで、大規模地震発生時に緊急災害応急対策の活動拠点とならなければならないといったことが基本になりますので、津波から避けた場所というのは基本的な考え方を持っておりまして、それと災害情報の迅速な収集、把握ができる体制というのは不可欠ですので、そうした対応のできる場所にもしっかりと体制を整えるような、そしてそれに基づいて救援活動、復旧

活動の指揮、関係機関との連絡調整などを行うことが当然必要になるわけですので、そうした設備や機器などを備えた災害対策本部スペースの整備といったことに基本は考えております。

さらに、こんなことに併せて室戸市の業務継続計画、御案内のとおりBCPでありますけれども、それに基づいた業務が速やかに行えるよう本庁と連動したサーバー室の整備や機器類等備えた施設にしていかなければならないと、さらには災害発生時の停電や断水時に施設機能が一定期間継続できるよう自家発電設備や耐震性貯水槽を備えた施設にすることなんか、基本的な考えとして、今後取り組むところに考えていかなければならない物事ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 脇本議員の2回目の質疑を許可いたします。脇本議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。2回目の質疑を行います。

市長、すいません。中央公園にあります相撲場が再三出ておりますが、耐震の程度は私も聞いておりませんが、相撲場は市のものであれば確かにすぐに対策は取れると思います。もしそれがいかなければ、県の体育館を借りてやることなどは検討の材料となるか、その辺お聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。お願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 脇本議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、防災機能を充実して取り組む、その対応として市の相撲場だとか県の公園といったものは考えることができないかといった御指摘でよろしいでしょうか。そうしたことも、想定として考えておまして、例えば相撲場に持って行って本庁はここに置いたままで補強するということを想定されたのではないかと思います。そうした場合の一つの問題点というのは、本庁と連動したきちっとした捉え方の対策が基本的に必要じゃないかなと。

それと、南海地震だけを捉えてみると100年から150年に1回発生する大きな災害のために本庁とわざわざ防災機能だけを相撲場などに置いて日常の実務をするといったこと、例えば台風がきた、集中豪雨があった、そんなときにばらばらした体制で、その都度対策本部会議を開催して対応しなければならぬときに庁舎にわざわざ来てもらうか、あるいは相撲場を活用した場合にはそちらに動くのかみたいな、そんな日常防災の対策になかなか難儀を要するような物事も想定されるのではないかなというふうにも考えておまして、県内でもそうしたことなんかの対応を考えた場合にどうかという調査をさせましたんですが、ある地域では、災害時のリスク軽減のための行政機能の分散化ということについて、条例案では現庁舎の耐震補強改修工事を行い、防災機能を浸水区域外に移転するということになるというふうには捉えたわけですが、そうした他の市町村におきましても、防災対策担当部署を移転したという例もありまして、その後の状況の調査をさせましたんですけれども、実際に運用を始めてみると風水害時においても、災害対策本部の開催あるいは職員参集や災害現場の対応体制などの連絡調整などに課題があることが判明をして、現在は本庁舎に戻っているという例もあるようでございます。

そうしたことを考えますと、さきに私が答弁させていただいたような背景が推測されることになりますので、そんなことも加味しながら、どう選択するのかといったことを市民の皆さん方にも御判断をしていただく一つの材料になるのではないかなというふうに受け止めているところでございます。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 9番山本。質疑をさせていただきます。

その前に、市長再選おめでとうございます。

本案に対しての質疑ですけれども、条例案そのものに関しては私は別に異議はないということで、その中で1,729人という住民の意思が反映された今回の行動、取組に対して、室戸市側がどういった姿勢で前向きに取り組んでいくかということについて市長の意見書等も含めて若干質疑を行いたいと思います。

市長の意見書の中でこういう意見があります。

住民投票を実施する上においては、何より市民の意思が的確に反映されることが重要であり、その結果は尊重されなければなりません。今回の署名数を踏まえ、市庁舎整備に関する住民投票については、実施に向けて取り組むべきではないかと考えるところでありますというふうに、市長も住民投票の実施に関しては非常に前向きな意見と受け止めております。

それと、その中で何点か意見書の中に意見がありましたけれども、まずは成立要件ですわね。ほんで、今回のこの住民投票は単発的に行うものですので、憲法の中でも成立要件は制定をされておられません。成立要件は書かなくてもいいということです。それに対して、市長は前回の公職選挙法に関わる市長選挙あるいは市議会議員選挙の投票結果を見て、50%程度の成立要件がなければいけないというような意見がありますけれども、その憲法で定められた単発がこの条例の中で、成立要件を定めなくてもよろしいということ等々あるのにその50%はどうしても市長の譲れない数字なのか、それとも50%が何の法的根拠があって50%と言うのか教えてください。例えば、50%以上を成立要件として、現時点においてもその考えに変わりはないのかどうかです。それから、今言うたように法的な根拠とその2つを教えてくださいと思います。

それから、2番目の住民投票までの期日が短いから、ちょっとというようなことで否定的な考えもしておりますけれども、この条例案が提出されたのは10月27日ですよ。もう既に1か月近くたってます。こういったことは当然採択されるべきと考えて、大きな費用を伴わないもの以外は既に準備をしてきよらないかんですよ、当然。それから言ったら、議決から即翌日に公布をしても2か月は十分にあるやないですか。そういった努力をしてきたかどうか、総務課長にお聞きしたいと思います。

それから、先ほど市長が答弁したように地方自治法16条と言いましたかね。要するに、議決日から公布日までは20日間ぐらい以内についていうことをさっき答弁しましたけれども、それを活用したらこれは当然この条例を申請した方と協議が必要ですがけれども、そういったことを活

用すれば、要するに公職選挙法に準じてやる選挙ですから、職務代理者を決めて、それから立会人を決めて、場所を決めて、基本的にはその3つが一番大事です。

それと、市長は住民、市民に周知をさすのに住民説明会をまたしようとしているということです。今回もその住民説明会をするつもりなのかどうか、もう一度お聞きをします。

住民説明会は、最初に2回説明会を行ったときに合計230名です、17か所やって。それで、1回、2回重複している方がいると思いますから、どう考えても100人、150人。有権者の1%、2%にも足らん数字ですよ、市長。そういったことをまたやろうとするという考え自体が、それはおかしい。というのは、期間が短いというふうな考え方がある中で、住民説明会を今までやって、有権者の1%、2%しか集まらんものが集まるわけないでしょうが、今回やって。それに代わるのは、双方のメリット、デメリットを明確に書き出して、そして申請者と一緒になって話し合っ、それを住民に公明公正に宣伝できる文章を作って、全戸郵送すべきですよ。そしたら、それで一定の役所としての職務は果たしたというふうになるんじゃないです。これは私の意見ですから、市長にもう一回お聞きいたしますけれども、住民説明会をして住民に周知をするつもりなのかどうかお伺いをします。

それから、ベストな方法というのは私は郵送と言いましたけれども、そういうふうなことも視野に入れた取組をできるのか、総務課長にもお聞きをします。

それから、投票運動の禁止規定というのを最後に書いてあります。

これは、市長が住民説明会を前提に補足説明を職員にやらせた場合に住民投票条例の規定に違反するのではないかと、そういうふうな意見ですけども、違反したらいかんがです。そういうことのないようにするのが行政の役目です、市長。こんな意見書はおかしいでしょうが。公職選挙法も一緒でしょうが。公務員が選挙公報活動してはいけないと一緒ですよ、この住民投票条例の制定においても。そういうものをわざわざこの意見書につけてくるということ自体が、あなた方の考えはお粗末過ぎる。そういうことのないように配慮さすのが、行政側の務めです。

そもそも、住民説明会は必要にないというふうに私は思っておりますから、執行部がそういった説明をするということもないと思いますけれども、それでもそういうことをやりたいのかどうかということ、2番目の質疑と一緒にありますけれども、住民説明会をメインにするのかどうかを教えてください。1回目は以上です。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 山本議員の質疑にお答えをしたいと思います。

1点目ですが、この条例の成立要件について、50%は譲れない考え方かというようなことの御質疑でありました。この50%というのは私の考え方であって、譲る譲らないの話ではありません。一般論として50%ぐらいあるのが普通ではないかなという捉え方を、この意見書で発言させたものでありまして、他の市町村の事例を見ても、成立要件を規定している条例

のほとんどが50%以上と規定をされております。全国で同じような状況の調査もさせてみたんですが、ほとんどと言っていいくらい50%以上と規定をされておるので、一般的じゃないかと受け止めたわけですし、住民の意思を広く確認をして反映させるという意味においても、過半数である50%が適当ではないかと考えるのは普通ではないかと私は受け止めておりました、御意見申し上げさせていただいたということでございます。決して私が決めれる物事ではありませんので、議員御理解のとおりでございます。

それと、もう一点の住民説明をする必要がないと山本議員はお考えのような御発言がありましたけど、私は住民説明は最も必要なことだと思いますし、このたびの選挙戦でも住民説明をさせていただきますとお約束をいたしました。それはなぜかということでもありますけれども、室戸市の庁舎整備に関する住民投票条例、何人かの議員さんのほうからも御意見もいただきましたけれども、第15条、市長は住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎整備に関して投票資格者が意思を明確にする必要な情報を公平かつ公正に提供するよう努めるものとする、この15条を見ただけでも責任を課せられてるように受け止めてますし、庁舎の重要性といったことは私が説明するまでもありませんけれども、今の状態の中で、私が市民一人一人とお会いをしたとき、検討委員会の意見あるいはアンケート結果の意見で判断すると、約75%ぐらいの方々が、高台あるいは高台はやむを得ないという状況で議会に答弁もし、それだけの市民のお考えがあるんやったら移転していかなければならないというような背景も受け止めながら、さきの議会なんかではやり取りした背景もありました。

ところが、その後現場に出て市民の一人一人の意見を聞くと、大変多額をかけた移転といったことに対しては、財政問題や人口の減少といった現実的な室戸の状況に心配をされている市民がたくさんおられました。そうした状況を踏まえたときに、アンケート結果に重きを置いて突き進むことのできるような状況にないと、もっともっと市民の皆さん方の意見も聞かせていただいて、市のほうの説明もさせていただきながら、その方向性を間違いのないように投票で決めていただくことが大事ではないかというふうに受け止めてまして、確かに文章で分かりやすく作ったものを全戸に配布する、大事なことです。そうしたことも取り組んでいけるように努めてまいりますけれども、私は市民のほうの意見も聞かせてもらいながら、市政に運営をしていく。山本議員は先ほど投票、例えばアンケートの結果を見ても2%程度のような状況しか返ってこない、そんな中で説明会をやってもまた同じではないかという危惧されてるかも分かりませんが、そうしたことはまちづくりはできません。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 一人一人の市民が参加をして、そういった状況を市長が、市の職員が頑張っ、一人でも多い市民の皆さん方が参画をしてくれるような努力をして、より多くの方々に参加をしてもろうてこの庁舎問題を決めていく。そのためには、私自身自らが現場に入って、より多くの市民とお会いすることが最も大事ではないかと基本的な考えを持って



おりますので、御理解賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

それと3点目、質疑でなかったかも分かりませんが、職員の補足説明することが違反になる危惧を持ちました、今回の条例で。違反になるということでこの条例で解釈されるということは説明が十分できなくなりますので、解釈がそうされないんであったらこれでいいですけど、なおそこの安全性というか、私はより職員の詳細な説明をさせて、市民の方々が理解をしていただくような対策を取るのが私の仕事だと思っておりますので、そのことの違法性がないということの違法性という使い方をしたのであって、違法することを守るための違法じゃありませんので、この条例に基づく……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 職員の説明をすることが、この条例に書かれちゃうことで、違法につながるようなことがあってはならないという……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 解釈でございます。

私からの答弁は以上ですが、担当課長にまた補足説明させます。よろしく申し上げます。

○議長(亀井賢夫君) 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長(濱田亮士君) 山本議員から住民投票の準備をもっと早くできなかったかという御指摘、御質疑がありましたが、それについてお答えさせていただきます。

先日まで市長選挙を行っておりまして、今回、住民投票をやるに当たりましては、市長選挙の事務を行いながら住民投票の事務を行うということが困難でありました。本市の選挙管理委員会が使っている選挙用のシステムも住民投票のほうには対応をいたしておりませんので、住民投票をやるとなりますと、市長選挙が終わってから正常に稼働するかどうかのテスト等何度かする必要もございまして、現時点で準備ができておりません。

あと、資料を全戸配布することについて、総務課長はどう考えるかという御質疑もございましたけれども、先ほど市長も答弁いたしましたとおり、それについては必要なものだと考えております。以上でございます。

○議長(亀井賢夫君) 山本賢誓議員の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番(山本賢誓君) 2回目の質疑を行います。

私、市長の住民説明会は必要と、総務課、誰に聞いたらいいいかな。1回目の住民説明会を2回やってますけれども、延べ何日かかった、何か月かかったか教えてください。説明会を始めてから2回目の説明会17か所が終わるまでの日数。

それから、今回は期間も短いということであって、もしやるとしたらもっと日数を詰めて取り組まないかんがですけれども、例えば旧羽根、吉良川、室戸、岬、佐喜浜、三津、高岡、椎名、そういったところで1か所ぐらいやったって、住民に周知させることができますか。もしや

るとしたら、全部の集会所とか小さなところまで回って、そういった方々に参加してもらわなかったら、市長の言うような全市民に周知さすなんてことは不可能でしょうが、住民説明会を予定してから各地区でやるっていう話は、限られた期間の中で。それが分からんですがですか、あなたは。例えば、議決から施行まで20日間に延ばして、1か月、50日、それに今日から議決日まで入れて60日、その間にくまなく室戸市民に説明して回れるがですか、それは。不可能でしょうが、そんなことは。ましてや、1回目のときに全人口有権者の方1%、2%に足ってないがですよ、広報して集まってもらったとしても。

そういう非効率的なことをするよりも、最低限全家庭にそれなりのメリット、デメリットを書いた文書を送って、市長の説明をつけてもええですわ。それから、請求者とそういう意見を調整して、こういう文書で行きましょうというのを役所が作って、そういう所へ配布するのが1番ベストの方法でしょうが。例えば、市長が住民説明会に回って、10%でした、20%でした。責任取れるのかね、あんだ。説明がちゃんとできましたって胸張って言えますか。そこなところ、頭の固いところを直さんと。副市長もそういうことは進言せないかん。例えば、説明会はそれでそういうふうにしてもらいたいから言いますけれども、それと50%という要件を私の一般論として言うけれども、これ議会へ出てきちゅう大事な文書ですからね。軽々しい一般論で私が述べさせてもらえたっていうようなことはいかんでしょうが。例えば、50%要るでしょというのは、確かに全国ではそういう例もありますよ。それって常設型でそういう成立要件を定めたところ、全国にもありますけれども今それも問題になっている。というのは、40%台の投票率だったときに開票もしないで住民の意思は無視になるわけで、それは無効になるわけですから。それから、例えば市長が室戸市を50%というなら、49.99%の投票があった場合5,500人という人が投票します。それでも無効です。市長、私の言うこと分かります。

(発言する者あり)

○9番(山本賢誓君) (続) あなたの今度の市長選の得票数よりはるかに多い人が無駄になるがですよ。

それから、昨今は公職選挙法の選挙においてもそれから住民投票とかにおいても、投票率はどんどんどんどん下がっていきゆうわけですから、そういった中で、公職選挙でもないこういった住民投票の投票というものはもっと低いはずですよ、一般的に。そういった考えをしながら責任ある立場の人は数字を出さないかん。

私は、自分の私案ですけれども、成立要件を満たす方法として、最低制限をつくったらいんじゃないかっていうような思いもあります。例えば、25%以上の投票が好ましいとか、これは実際そうはいかんがですけど、そういうふうなことも視野に入れて、全国津々浦々老人の方々も多くなって施設に入ったりして、投票に行けない方がだんだん増えてきた。そういった社会的条件も加味をして、50%とかという法外な数字ではなくて、もう法で定められているように成立要件を定めなくても結構ですというがに従うべきですよ。それにはさっき言うたよう

に、住民、市民の方々に周知しやすい方法を何がベストかっていうことをあなた方が考えないかん、執行部が。

もう一回、今2回目ですから聞きますけれども、市長。住民説明会を例えば羽根、吉良川、室戸、佐喜浜、もう既に頭ん中に入ってると思いますけれども、羽根で何か所、吉良川で何か所やって、どれぐらいの人に来てもらおうと想定しちゃうがですか、それを教えてください。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思いません。

端的の質疑は、くまなく市を回って市民にほんまに説明ができるのかといった疑問と併せて、どれだけの人に説明会に来てもらうような想定をされてるのかということですけど、私の基本的な考え方は選挙戦の中でも市民にお約束をしましたけど、できるだけ多くの集会所の中に入って、より近い市民の場所で説明会をする回数を少しでも増やしていきたいと考えております。

従来は、佐喜浜の改善センターから岬の公民館、室戸の庁舎、吉良川の公民館、羽根の公民館、それぞれの市民館とする旧5か町村の主な大きなセンター等で説明会をやりました。こうしたときに、状況を見て、その場所に行き着けないような地域、例えば椎名や三津、高岡、ここにはそれぞれの地区に集会所があります。そういったところには、きちっとその集会所をお借りをして地域に近い場所で説明会を開催させていただいて、より多くの方々に参加をしていただけるように全力で取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

もとより室戸市内には60を余る集会所があります。全部の集会所でできるかと尋ねられたら、それは今の時点の中ではなかなか厳しいものを考えますけれども……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） それは説明する側の考え方を今答弁しておりますので、市民からうちにも来てほしいという状況などがありましたら、積極的に出向いて説明をさせていただくように取り組む考えを基本としております。

私は、今回の庁舎問題のこの住民投票というのは、これからの室戸のまちづくりを考える上において、最も大きな一つの機会になっていくのではないかと。様々な分野で市民がまちづくりに参加をしたくなるような……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） そうしたことへの一つの取組に生かしていくべきではないか、そんなことも思っておりますので、どうぞ山本議員はじめ、議会の皆様方にも一緒になって、説明会に参加をしていただける方々を増やさせていただいて、様々な立場の御意見をより広く聞いて、市民の皆さん方が投票に立つときにしっかりとその間違いのない意思を投票していただけるように頑張っていきたいと考えておるところでございますので、御理解賜りますように

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井賢夫君） 戒井財産管理課長。

○財産管理課長（戒井 健君） 山本議員の御質疑にお答えいたします。

これまで開催しました第1回、第2回の住民説明会に要した期間についてであります。第1回目につきましては旧5か町村での実施をしております。4月14日を初回としまして4月28日まで5か所で開催をしております。第2回目につきましては、6月8日から6月29日まで、また7月1日から7月24日までということで、延べ14か所での住民説明会を開催しております。約2か月半程度住民説明会での開催を実施しております。以上となります。

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の3回目の質疑を許可いたします。山本議員。

○9番（山本賢誓君） 今、財産管理課長からも話がありましたけれども、忙しい公務の間を縫って、そういう説明会に行かないかん。ほんで、これは2か月半合計延べでかかってますけれども、合計13か所ぐらいやないですか。

（発言する者あり）

○9番（山本賢誓君）（続） 17か所、それで230人ぐらい。ほんで、ほかからも執行部の方も副市長も話をしてもよろうたらいいですけども、市長の説明会で室戸市の住民全戸配布に郵送することとどれだけ効果に差があるかということをつかれないかんですね。

ほいたら、市長は、もう一回お聞きしますけれども、説明会はもう必ずやるということでええがですね。それで、例えば羽根の公民館と羽根市民館2か所、それから住民の方が来てくれと言うたらそこへ行く、今そうやって言うたでしょ。ほいたら、大岸の集会所、中川内の集会所、黒見の集会所に来てくれるわけよね、当然。中山の集会所も行くと言うたろう。行くってはっきり約束したですね、今ね。それぐらいにくまなくやらないと住民に説明は周知せんということはあるんたは分かる。

（発言する者あり）

○9番（山本賢誓君）（続） そう言うたように言うけど。そうせんと、それと併せて全戸にそういった市長の姿勢とそれから請求者の姿勢が公平公明に載るような文書を作成して、全戸に配布するというのを、総務課長もそれが選択肢の一つと申すてましたけれども、それはやらないのかどうか。それをやらないと全市民に周知なんて到底不可能。それは、もしそういうこともせずに住民説明会だけで市内何か所かでやって、周知できなかつたら1,729人の思いが全て無駄になりますよ。あなたは、住民の声を聞く、住民投票はやらなくてはならない、そしてその結果は尊重しなければならないってはっきり言いきっちゃうじゃないですか。その効果を出すためにはどういう取組をすればいいかということはあるんたは分かるでしょうが、自分で。

最後に聞きますけど、説明会をやるならやったらええですけども、密にやるのと同時に各地区へ各家庭へそういう選挙公報的なチラシを郵送する気はあるのかないのか、教えてください。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 市民説明をする方法として、詳しく補強、移転のメリット、デメリットに関係する説明資料を郵送で全戸に配布する気があるのかないのか。私は、できるだけ市民の方々にそれぞれの問題点や優位性、分かりやすく詳しく説明をさせていただく、そういったことで、できる限り住民のほうに出向いていける対応を考えて取り組むといった姿勢を表明させていただいておりますけれども、その方法として山本議員からも御提案のあるような詳しい資料を全戸に配布するのは大事なことじゃないかと受け止めております。

（9番山本賢誓君「やると理解しちよってええがやね。配布すると理解しちよってええがやね」と呼ぶ）

○市長（植田壯一郎君）（続） 基本的にはそのように考えて対処していくことを考えております。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に関する質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

11月23日から11月28日まで6日間事務整理のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、11月23日から11月28日まで6日間休会することと決しました。

11月23日から11月28日まで6日間休会いたします。

11月29日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時52分 散会